

設立趣旨書

1. 趣旨

心筋梗塞などで心臓突然死する人の数は、年々増加傾向にあります。それに反し、心肺停止患者の救命率は欧米諸国に比べ極端に低い、というのがわが国の現状です。

この救命率の低さは、救急車を呼ぶだけであとは何もしない、あるいはどう対処したら良いかわからない、など発見者あるいはそばにいる人（以下、バイスタンダー）の救命処置への参加意識の低さと心肺蘇生法など救命知識の不足が大きな要因といえます。

カーラーの救命曲線によれば、心臓停止患者を3分間放置しただけで、死亡率は実に50%となり、5分後にはさらに高率となります。心肺停止患者にとって救急隊が到着するまでのこのわずかな時間が生死を左右し、社会復帰できるか否かを左右します。

バイスタンダーによる迅速な救急隊要請（119番通報）、迅速な心肺蘇生法の実施、そして迅速な除細動、これら一次救命処置（以下、BLS：Basic Life Support）、そして医療従事者による二次救命処置（以下、ACLS：Advanced Cardiovascular Life Support）、これら救命の鎖（連鎖）が迅速かつ正確に、そして滞りなく行われる事が救命率向上につながります。

2004年7月1日、厚生労働省が都道府県や関係省庁に通知した報告書には、心停止した人のいる現場に居合わせた一般市民が自動体外式除細動器（以下、AED：Automated External Defibrillator）を使用しても医師法違反に当たらないと明記されています。さらに同報告書では、国民が救急車到着前の救命に積極的に取り組むよう、全国各地で3時間程度のAED使用講習会を開いて知識を普及するよう求めています。

私共はこのような現状認識に立ち、心臓突然死を防ぐ除細動が迅速かつ正確に行われるため、一般市民による早期除細動（以下、PAD：Public Access Defibrillation）を行うことのできる環境を整えるには、AEDそれ自体の普及と緊急時にAEDを正確に扱うためのAED講習への参加促進が不可欠であり、その支援を、行政でもなく企業でもない立場で行いたい、と考えました。そして、今後の諸事業の遂行上、特定非営利活動法人の形で法人格を取得することにより、社会的にも責任のある組織として、会員相互の協力及びネットワークを利用したAEDやPADを含むBLSの啓蒙活動、医師など医療専門家によるAEDやAED講習の認定、AEDやAED講習を必要とする個人及び団体へのAEDメーカー及び販社、AED講習機関斡旋、公共施設及び団体へのAEDの寄付などの活動を行い、社会全体の利益に貢献したいと考えております。

以上述べましたように、私共有志は、一家に一台AED、国民総救命士を究極の目的とし、PADを含むBLSを誰もが迅速かつ自然にできる社会、お互いの命を守る社会を目指し、ここに「特定非営利活動法人 AED普及協会」を設立いたします。

2. 申請に至るまでの経過

上記、2004年7月1日、厚生労働省の報告書を受けて、まず有志数名により任意団体「AED普及を推進する会」を立上げ、主にインターネットを通じて、AEDの普及啓蒙活動を行ってまいりました。

しかし、社会的信用性やより活動の幅を広げられることなどを考慮し、特定非営利活動法人を設立すべきとの見解で一致し、さらに有志を募り、今回の特定非営利活動法人設立申請に至った次第です。

平成17年 5月18日

特定非営利活動法人AED普及協会

設立代表者

住所又は居所 埼玉県熊谷市大字佐谷田4011番地2

氏名 野口 康男